

令和3年(2021年)10月8日

保護者様

新型コロナウイルス感染症にかかるPCR検査
(イベントサーベイランス)事業の実施について(お知らせ・お願い)

滋賀県教育委員会

平素は本県教育にご理解とご協力賜り、ありがとうございます。

また、感染症対策に関わりご家庭においても様々な配慮をいただいておりますことに重ねてお礼申し上げます。

さて、この度、滋賀県が進めることになりましたPCR検査事業(イベントサーベイランス)についてお知らせします。

事業内容については、下記のとおりです。

つきましては、事業の趣旨をご理解いただき、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

記

目的 学校、幼稚園において、学級などに体調不良者が発生した際、体調不良者が所属する集団全体を検査することで、拡大状況を把握し感染拡大防止の対策を行う。

実施主体 滋賀県

対象 県内の学校、幼稚園(児童・生徒・園児、教職員等)

実施基準 風邪様症状者の数が集団の2割程度以上となった場合等

実施対象 実施基準に該当する集団(学年・学級・部活動・教職員等)

費用 保護者負担はありません

期間 令和3年9月15日～令和4年3月31日

<ご協力いただきたい内容>

1 検査に必要となるだ液の採取

- ・だ液を提出される日の前夜または当日の朝ご家庭でだ液を指定の容器に採取してください。だ液の採取は、食後30分以上開ける必要があります。

2 採取しただ液および同意書の提出

- ・採取しただ液とともに同意書を学校・園まで提出ください。
- ・同意されない場合も同意しない旨を同意書にご記入いただき、空の容器と一緒に提出ください。

3 検査により陽性が判明した際の医療機関受診について

- ・検査で陽性と判明した場合は連絡をしますので校・園まで迎えをお願いします。
また、必ず医療機関の受診をお願いします。
- ・結果の判明日はあらかじめお伝えします。

※ 詳細は裏面のとおりです。不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

問い合わせ先
滋賀県教育委員会保健体育課
TEL: 077-528-4614

新型コロナウイルス感染症イベントベースサーベイランス事業 概要

○目的

新型コロナウイルス感染症のクラスターを早期に検知し、早期に介入することによって大規模化を抑止するため、高齢者施設や障害者施設等において体調不良を訴える人が増えているなど普段と異なる現場の気づき（以下、「イベント」という。）をもとに早期に検査を行う、いわゆるイベントベースサーベイランス（EBS）を実施する

○対象者

県内の高齢者施設、障害者施設、学校、幼稚園、保育関連施設に属する施設職員、利用者、児童、生徒、園児

○検査基準

以下に示す指標を参考に、各施設が普段と異なる風邪様症状者の発生を確認した場合、該当するフロアやクラスを単位として広く検査を実施

1. 高齢者施設、障害者施設の場合は、職員、利用者において、風邪様症状者（37.5度以上の発熱または上気道炎（鼻汁もしくは鼻閉、咽頭痛、咳））がユニット単位で直近7日間に2名以上、またはフロア単位で直近7日間に1割以上のいずれかに該当する場合
2. 学校、幼稚園、保育関連施設の場合は、学校サーベイランスシステムにおいて、風邪症状者のアラートが表示された場合、または風邪様症状者がクラス単位で1日に2割以上のいずれかに該当する場合

○留意事項

本事業においては、受検施設や民間検査機関との検査調整、検体回収、結果報告などを行うEBS検査総合窓口を別途委託し、保健所等の負担を軽減したうえで実施する

○検査の流れ

